

中国の歴史過程における儒学礼教論のドグマ化と 古代ローマにおける私法の自立化

再考 人間の条件(Ⅲ)

大 熊 忠 之

この論考では、東アジアのグローバル化にともなう文化的葛藤の政治的含意について、ハンナ・アーレントの提起した人間の条件を軸に検討してきた。周知のようにアーレントは自著『人間の条件』において、人間が有意な存在として生存する条件として、「生命それ自体、出生と可死性、多数性、世界性および地球」の五つをあげ、これと関連する人間の行為 (behavior) を労働 (labor)、仕事 (work)、活動 (action) という三つのレベルで考察している。アーレントは、労働よりも活動を重視し、労働は生命維持の必要に依存するものとして、否定的な位置づけを行った。その理由は、生存の充足が私的領域に属する受動的な行動であるのに対し、活動は公的領域における創造的行動であるとする。政治を個人の自由と公共性を追求する活動として捉え、個人の自由を最高善とする理念が西欧で発展したが、アーレントはその原型を古代ギリシアの都市国家ポリスに見出し、その原理的普遍性を強調する。これに対して東アジアでは君臣関係の身分秩序を至善とし、農業生産の維持を基本目的とする統治体制が存続してきた。儒家は君主を含むすべての親族集団における父系血統の

継続を人倫の基礎とする倫理観を展開したが、身分秩序と血統の維持を倫理的テーゼとする儒学的統治観が、東アジアを支配してきた。この相違の一端は、生命の存在意義を、個体の生命に見る立場と、生命の再生産という連続性に見る立場の違いに起因する。

第一稿では、アーレントのあげる五条件のうち「生命それ自体」と「多数性」を検討した。アーレントによれば、ポリスでは、市民の生存に関わることがらには政治の争点とはならなかった。市民の生存コストは奴隸などの非市民層や植民地に外部化されていたが、これは私的領域に属するものであった。ポリスの存在理由は人間の生存ではなく、自由の実現にあった。そこで公的領域における市民の討論とそれにもとづく偉業の実現が政治の目的となった。市民的自由を実現する方法が理論的に探求され、政治討論が盛んになるとともに弁論術や記述技法の関心が高まった。そして政治的自由には言論と表現の自由が欠かせないという観念が発展した。

他方、儒学の統治観では、親族集団の先祖祭祀を中心に、身分に則した祭祀儀礼が定められた。臣下の祭祀励行は忠誠心の開示指標と見なされ、また国家統治の安定化要因として唱道された。君主による統治は貴族と官僚をとおして具体化されたが、君子が有徳で臣下が礼制を守る限り、天下の太平と国家の繁栄は自然にもたらされると信じられた。儒家はその信念を理論化し、祭儀を統治規範と統合する礼教論を展開した。

問題は、いずれも被支配層の生存を軽視していた点にある。古代ギリシアやローマで市民資格をもたない奴隸や従属民は、公的領域での活動が認められなかった。中国において庶人はあくまでも統治の対象に止まり、その生存は君主の恩恵に依存する存在に過ぎなかった。儒学的礼制に関与する資格は、君主・貴族と官僚にのみ与えられた。ただし儒学においては治者の道徳的責任が意識され、庶人の養・教と君主の人格向上が力説された。

第二稿では、アーレントの「出生と可死性」および「世界性」について検討した。西欧的思考では、生命は一般的自然現象とみなされ、人間存在の障害とされた。人間の生命について「出生と死」に特別の意味を認めることは、自然から独立した個人としての人間を見据えることになる。そのような個人が公共空間において行う活動は、自然に対抗する人間的営為という意味をもつ。それは他の人々に見られることによって意味経験が共有され、記憶の組織化が実現すると、そこに世界が形成される。こうして世界とは個人を単位として構成される公的意味空間であるとの観念が、政治のなかに定着した。

これに対して中国では、儒学理念にもとづく専制体制が形成された。君主を頂点とする身分秩序のもとで、農業生産の安定化が追求された。統治機構と農民生産体制を実際に動かしていたのは官僚であったが、後漢以降は儒家が官僚制を支配し、儒学的統治が具体化された。儒学の礼教体系とは、農産家産体制の規範を礼という観念によって合理化するものであった。儒家は父子リネージの継続こそ人間と動物を区別する人倫の原点であると規定した。そのうえで親族集団と農業共同体に垂直的秩序観念を導入し、その維持を統治の絶対的テーゼとした。具体的には朝廷や国府の先祖祭儀を公的行事として重視し、祭事に倫理的意味を与え、私人の家族関係をも包摂する普遍的規範として礼教論を発達させた。この教義は個人を超える倫理的価値を統治機構内部に実在させようとするものであるから、庶人の私的関心が入り込む余地はなかった。国家的公的領域は閉鎖的な不変の観念体系として再構築された。そこに成立する世界は、存在の意味がすべて所与とされる固定的意味空間でしかなかった。したがって儒学は個人の存在を否定する論理構造をもっていた。

中国において明末の陽明学左派論者、李卓吾（李贄）の所論が公刊されるまで、儒家から私人の存在を容認する見解は出なかった、というより出ようがなかった。そして当然のことながら卓吾の主張は儒家本流から総攻撃を受け、本人も非

業の死を遂げた。卓吾の言説を中国史における自由思想の嚆矢と見るか否かについては、専門家の間にさまざまな意見がある。

東洋史にせよ西洋史にせよ、近代以前にあらゆる個人の自由が尊重されたという史実は存在しない。アーレントが古代ギリシアの政治に普遍的原理を認めたのは首肯できるとしても、その原理が西欧社会で一般的に受け入れられるにはきわめて長期にわたる歴史的経験を経なければならなかった。西洋思想史には、古代ギリシアが近代と直結しているような記述が少なくないが、そのような論述は十数世紀にわたる歴史過程を無視している。中世を暗黒時代という一語で括り、その過程を極度に単純化する歴史認識が、普遍性を与件とする西欧中心主義的世界観を形成してきた。同様に二千年にわたる東アジアの儒学支配を長期的停滞要因とのみ見るのは、人間社会のダイナミズムを無視し、アジアにおける人間的自由の可能性を否定するものである。西欧との接触がアジアに与えた衝撃は巨大なものであった。それは二世紀以上にわたり伝統的社会を揺さぶりつづけ、アジア人にさまざまな反発や自己変革をもたらした。その歴史過程を省略して前近代と現代を直結させる認識は西欧中心主義のバイアスに無神経にさせる。それは、アジアにおける人間存在に、特殊性という与件をもち込む別種の固定観念を生み出した。

これまでの論考では、西欧的政治観と儒学的統治理念について、歴史的変遷を捨象して、その論理構造をいわば静学的に記述してきた。本稿では、古典古代以降の西欧的政治観と儒学的統治観の変動要因を、公的領域と私的事項との関係性の視点から検討し、人権観念の源流を探ることを目的とする。そこでまず李卓吾の出現に至る儒学礼教論の記述方法を考察する。とくに中国における歴史記述の伝統と歴史的变化の認識方法を検討し、儒学礼教論のドグマ化を説明する。つぎにローマ帝政期以降に形成された西欧における法、とくに私法の自立化の系譜を探る。社会とは拡張された私的領域であ

り、国家は世俗的統治機構にほかならないから、国家における公共性の根底には私的利害が潜伏している。それゆえ私的事項が国家統治とどのように関連するのかを検討することになろう。

一 中国における歴史記述の伝統と歴史変動

李卓吾の衝撃と儒学的認識方法の限界

李卓吾、とくにその著作の出現は、明末における衝撃的事件であった。彼は儒家を中心とする言論界や教育界に止まらず、中央官界までも揺るがす影響を残した。死後に出された論評は賛否両論ともに数が多く、その事実こそ衝撃の大きさを物語る。卓吾に関する日本人の論考に島田虔次『中国における近代思想の挫折』（一九四九年）と溝口雄三『中国前近代思想の屈折と展開』（一九八〇年）がある。加えて歴史書や解説書で卓吾への言及があるものとして、島田虔次『朱子学と陽明学』（一九六七年）、戸部芳郎・蜂谷邦夫・溝口雄三『儒教史』（一九八七年）および堀敏一『中国通史』（二〇〇〇年）があげられる。とくに『中国通史』は三五〇頁ほどの文庫本であり、そこで卓吾に言及していることは注目に値する。

ではその歴史的筆禍事件とはどのようなものだったのか。卓吾の生年は一五二七年で、没年は明朝崩壊（一六四四年）前の一六〇二年であった。彼の在世中の中国は、北方でのモンゴル族の侵攻と南方沿海地帯での和寇の侵略に悩まされた時代であり、明朝の衰退期にあたる。生家は福建省泉州の読書人商家である。読書人とは科挙に合格して官吏資格をもつかそれに準ずる知識人で、父親は官命により通訳官を務めた。泉州には元代に開けた国際貿易港があり、中国でもっともイスラム教徒の多い場所であった。卓吾の生家がイスラム教徒であったという記録が残されているという。卓吾は、七歳

で父の指導により読書・作文を学びはじめ、二六歳のとき科挙の一次試験である郷試に合格し、挙人となった。下級官吏として南京、北京など各地で勤務した後、五一歳で退官して文筆活動に専念した。儒学のみならず道教、仏教にも通じ、老荘・墨子に関する評論も残している。言論界に大波紋を起こした著作は、六三歳のときの『蔵書』(六八卷)と、七三歳で公刊した『焚書』(六卷)である。そのなかで論じられた「童心説」は、それまで儒学で絶対視されてきた無私論を否定し、私欲肯定論を展開したことから反響を生んだ。儒学でも人間の生存に係わる本能欲は認められていた。しかし卓吾はそれに止まらず私的所有や経済活動のバトスとしての欲望までも積極的に肯定し、儒学の正統的学理を根源的に批判した。このことから儒家主流派のみならず官界から、危険思想として猛反発を受けた。島田虔次は卓吾を「明末の異端」と記し、その理由をつぎのように指摘する。「卓吾の書が読書界を席卷したのは、彼が時代の意識をもっとも鮮明に表現したからであった」。しかし「卓吾があれほどまでに憎悪されたのは、彼が単なる道学先生でなくして、むしろ広い読書と教養の人であり、しかもまた、それに抛って完膚なきまでの批判と攻撃をおこなったからにはかならない」。西欧のキリスト教会や旧ソ連の共産党における異端論争で異端者の烙印を押された人物は過酷な仕打ちを受けた。異端は価値観を共有する組織において教義解釈の違いが生じたとき多数派が少数派を排除するために使う言辞であるから、卓吾も異端者の運命に見舞われたといえる。彼は在住の地で追放令を受け、逃亡途中で官憲に拘束されて、北京の獄中で自殺した。享年七六歳であった。死後も厳しい排斥が続き、著書、版木、および草稿のすべてが焼却処分となった。後代になってもその方針は変わらず、清朝政府は彼の著書を禁書目録に入れ、その公開を禁止した。

卓吾の排斥には、著書が国家的理念の正統性を否定するものであるという学問的レベルの理由に止まらず、既存社会を原理的に破壊するのではないかという恐怖感が潜在していたように感じられる。いずれにせよ彼がこれほどまでに攻撃さ

れねばならなかった理由は、現代の日本人には理解し難い。島田虔次は、卓吾を「儒教の叛逆者」とも評しているが、彼の思想に対する批判がかなり感情的でまた寛恕の余地が一切認められなかったことを明らかにしている。彼は儒学的名教に立つ官僚や儒学者の偽善と無能を論難し、例えば伝統的に聖人とされた歴史上の人物を無批判に信仰する態度を批判した。その所論に対して「孔子を排撃して別に褒貶を立て、凡そ千古相伝の善悪を顛倒せざるなきもの」と断罪された。また男女の別という徳目の形式化に対する批判には「淫を宣するもの」と罵倒された³⁾。溝口雄三は、日本の中国研究者の定説として「中国的近代の無念の先行者」であり「封建末期の体制再編、補強を企図した終末的イデオログ」という評を記し、「正確には既成の天理に対する反逆者であったのであり、それがあまりにも凄まじいものであったがために孤絶的であり、その孤絶をもともしないあまりの狷介ぶりが、彼をきわだつて背理的また〈個〉的にみせているというのが実相である」という⁴⁾。

卓吾の思想について中国研究者の間には多様な評価がある。本稿の目的は、中国思想史における政治的自由観の検討ではなく、非西欧社会のひとつである儒学的言語空間の変動要因を考察することにある。卓吾の出現が儒学的世界に衝撃を与えたことは疑いないが、その衝撃をどのように捉えるべきかが問題となる。つまりこの観念体系の構造的変化をどのように認識するかが鍵となる。卓吾の言明やその批判、また関連する論争の論評には、孔孟の示した意味範囲を超える言辞が含まれていた。そもそも孔子教団が成立した春秋時代（前五世紀頃）から卓吾の生きた明末（一六世紀）までに、二千年以上の時間的間隔がある。したがって中国社会が経済や政治において、歴史的变化を経験したのは当然である。しかしミスリーディングなのは、中国社会の言語空間が歴史的变化を認識しにくい性格を帯びていることにある。そもそも儒学の教義には変化を忌避し連続性を愛好する傾向があり、社会的統合を表す古辭が長年使われつづけたために、歴史記述が

変化を否定してきたような印象を与えるのである。例えば一般的に社会的断絶を含意する「革命」という語すら、中国においては連続性のなかに吸収される。これは中国における歴史の認識方法が、記述形式の伝統に拘束されてきたことを示唆する。儒学的意味空間に私的領域が認められなかったということは、私人の存在が共同体から排除されていたことを意味するわけではない。公私関係のなかで私的行為が否認されてきたという觀念の歴史があったとはいえ、私的領域が存続してきたことは疑いようがない。したがって卓吾の衝撃とは、統治に係わる儒学の知識構成が現実を捕捉できないという記述の危機として現出したのである。

中国の歴史認識における変化と連続

人間は生存のために家族を形成し集団生活を営む動物である。生活のためにさまざまの物資を消費するが、必要なものは取得しなければならぬ。その方法として収奪、生産、交換などがあり、その手段を強化することにより集団を支える共同体が形成された。そして新石器時代には姓とか氏と呼ばれた血縁集団が中国大陸各地に散在し、農地や牧草地を求め、また他集団の征服ないしその生産物の収奪をめぐって武力抗争を繰り返していた。やがてその戦乱を收拾する覇者が登場し、氏族関係を安定化させた。このような氏族は、銅や鉄の金属加工技術を手に入れたために軍事的優位を確立していた。そのうえ文字をもち先祖祭祀にもとづく統治技術を発達させ、農業生産の長期安定化と高収穫をも実現した氏族が、王朝を形成し、配下の土地と住民を国として組織した。ただし国とは城壁で囲んだ都市を指し、領域の小さなものであった。中国最初の国は夏（華ともいう）王朝であり、夏は高い文化によって周囲の蛮夷を服属させ天下（世界）を支配したという伝説が長年にわたり伝承されていた。そこから文化的に進んだ夏の国とその人間こそが治者としての資格をもつという

夏華意識が形成された。それが殷（商）・周王朝に継承され、春秋時代には夏華民族という觀念が各地の支配層に共有され、戦国期には民衆にも広まった。これが漢民族と中華思想の始原とされる。⁵⁾ 中華世界という觀念上の共同体はここからはじまるが、その歴史過程は四つの次元から捉えることができよう。第一は共同体の实在範圍、第二に共同体を支える経済システム、第三に共同体の統治に係わる権力構造、そして第四にこれらを統合する觀念とその記述の四次元である。

一 中国史における変化と變動要因

中華世界の实在範圍

中華王朝の支配領域は天下と記されてきた。その地理的範圍は論理的には無限の広がりをもつ。しかし史実としては王朝の支配は地理的に限定され、その領地は絶えず変化してきた。それは中国大陸において武装した民族集団が領地の確保をめぐって抗争をつづけていたからである。したがって漢族の支配領域は軍事的優劣に応じて伸縮した。そして軍事力は人口、軍の移動能力および武器の性能に規定された。人口は共同体の構成民族数とその人口の増減に依存した。その変化を概観すると、中華王朝の版図は華北から黄河流域の全域へ、さらに長江流域の華南へ、そして西域、「内」蒙古、東北、チベットに拡大したことが分かる。殷周の支配地は華北の一部に限られていた。春秋戦国を経て秦が華南まで治下に収めて天下統一を実現したが、北方の騎馬遊牧民族の南進は長城を築いて防止するに止まった。以後これが北方の国境として定着した。それを継承した漢は帝国の版図を西方および南方に拡大した。領地拡大運動は隋唐代にもつづいたが、唐は西方諸国を隷属させながら、東方の朝鮮、日本およびベトナムとの外交関係を確立し、世界帝国としての覇権を維持した。それは華夷秩序観にもとづく臣属関係を基礎として中国王朝の冊封に対する臣属国家の朝貢という形式をとった。これに

より国家間関係は安定し中国側も臣属国家の内政に干渉しなかったため、東アジアの国際体制として定着した。宋代には西方と北方に異民族国家が興り、その勢力の拡大によって宋朝は華北を失い、華南を治めたものの結局蒙古族に滅ぼされた。元朝の成立によって、中国ははじめて異民族支配に服したが、帝国の版図は華北・華南、満州・蒙古・チベットおよび西方にまで及んだ。それが明清代にも引き継がれ、清代に今日の中華人民共和国の領土がほぼ確定する。

中国の主力民族は漢族であり、その人口は歴史を通じて増加の一途をたどってきた。自然増以外の原因としては北・東方の異民族が同化したことと、漢族の華南大移動による民族間通婚の拡大がある。元・清朝は自民族支配を確実にする狙いから、漢族を下位身分とする差別を制度化した。しかし漢族は辛亥革命で清朝を倒し、中国の覇権を回復した。革命のスローガンは五族共和であり、それは中国を構成する主要民族が、漢、満、蒙、回（ウイグル）、蔵（チベット）であるとの意識を明らかにしたものであった。今日では満州人の同化が進んだので、中国の有力異民族は蒙古、チベット、ウイグルとなったが、これらを包摂する「中華民族」という語も使われている。

以上から中国は、古代に成立した小さな漢族国家から巨大な多民族国家へ変貌したことが分かる。漢族王朝は領地拡大運動を繰り返したが、確定した支配地はほぼ長城を北限とし、南・東方は華南で止まった。朝鮮・日本およびベトナムを配下に収めるには至らなかった。華北・華南では異民族の同化が進み漢族人口は増加をつづけたが、異民族の多い西方とチベットは政情が民族関係に左右される不安定な地域として継承された。中国はこのような変動の歴史を内包する地域として存在した。漢族統治が異民族支配により一時断絶したにもかかわらず、中華思想にもとづく統治観念と自国が世界の中心であるという世界観は歴史を貫徹してきたと意識されたのである。

農業家産体制の変容

生存のための必要物資の生産・交換の仕組みもまたさまざまな要因によって変化してきた。交換は生産が安定し生産余剰が生じた後に行われるものであるから、まず生産システムがどのように確立したかが鍵となる。しかし最初の生産活動は集団行動として行われたため、生産システムと統治制度は未分化であった。農業生産が確立した後でも、その生産方式は統治制度と密着していた。

食糧確保が遊牧より安定しているために、農業は新石器時代より広く各地で行われていた。農業は土地と労働力があれば生産でき、収穫の一部を残しておけば再生産が可能な生産システムである。ただし農作業は自然に依存するため長時間労働と共同作業を必要とする。家族単位の定住がはじまり親族集団が形成された。彼らは生産の拡大と安全保障のためにさらに大規模な共同体を形成した。やがて家族間に貧富の格差が生じ、農家の階層化が進んだ。男性優位の慣習が形成されるとともに権力者が出現した。農業の最大のリスクは、天候の変動による収穫の不安定性と外敵による略奪である。その対応には二つの方法があった。第一に季節変動を宗教的祭儀に取り込み、農作業を定式化することでリスクを軽減する方法である。第二に軍事力の強化である。これには軍隊組織の強化や武器の改良と領地の要塞化など攻守二面がある。王朝を形成したのは、所与の環境から物理的および精神的に自立した氏族であった。殷周朝は城塞都市を建設しそこに国家を樹立した。統治者側から見ると、農業は恒常的に生産余剰をもたらし、統治を保障する生産システムであった。君主は祭祀権をもち、曆制の管理と祭儀の主宰により農民に供物を奉納させる権威をもっていた。この慣習が農業家産制の経済的基盤となった。春秋時代に鉄器が出現すると農業は飛躍的發展を遂げた。以後歴代王朝は農業を重視し生産の安定と高収穫を統治目的とした。堀敏一は、旧中国は農業中心の社会であり、農業の生産単位が小家族（四 五人規模）による自

作農を中心としていたとし、それが歴史的に変化しなかったことが中国の特徴であると指摘する。⁽⁶⁾

J・ヒックスは『経済史の理論』において、市場成立期以前の経済について検討し前市場経済のモデルを示した。それによると前市場経済は、「慣習経済」と「指令経済」の混合であるという。慣習経済とは、自然発生的に形成された生産システムで、個人の役割が慣習によって規定されているものを指す。これは生産の安定性が期待できるシステムであるが、危機対応に弱点があった。指令経済は、軍隊のように生産活動をトップダウンで行なうものであり、緊急対応力は優れていたが、組織統制が農業の生産性を阻害しかねなかった。封建制は、君主と親族家臣による分治体制であるが、経済的には農民の貢租に支えられるものであった。⁽⁷⁾ 諸侯の封土における徴税が慣習として確立すると、それは地方統治権として独立傾向を強めた。こうして王権と貴族勢力との抗争が激化し、春秋戦国の分裂状態が約五五〇年間つづいた。

統一国家を樹立した秦は、封建制を廃して郡県制を敷き皇帝権の強化つまり中央集権化を推進した。貴族勢力の経済基盤であった税制と大家族農業を改革し、官僚制による農民の直接統治を目指した。大家族の分家を強制し、小農を国家的に育成した。具体的には鉄製農具の普及をはかるとともに、耕地、耕牛、農具、種子の貸与などの小農支援を行った。加えて未耕地開墾の促進、灌漑水路の整備と治水対策など農業インフラ建設を積極的に推進し農業生産の拡大を図った。⁽⁸⁾

商業は統制したが、帝国成立により商品流通が地理的に拡大し、文字、度量衡、貨幣の統一は商業発展の条件を用意した。秦の官僚統治は帝国全域を指令経済化するものであった。この体制は漢代にも継承され、漢の繁栄と人口増加をもたらした。しかし帝室支出と西域遠征にともなう軍事費の膨張などにより深刻な財政難を招いた。そこで政府は塩と鉄を専売とする国営事業を導入するとともに農地に課税する税制改革を実施した。しかし商業の発展と農地の私有化がさらに進み、商人と大土地所有者(地主)の富裕化は抑えられなかった。やがて新興勢力は豪族として皇帝権と対抗するに至る。他方、

小農の窮乏化が進むとともにそれにとまなう兵制の破綻によって漢帝国は約三七〇年の分裂の時代のなかに消滅した。

隋の制覇によって中華帝国が再建され唐代までつづいた。その統治は、官僚制の強化、農業と農民の国家管理、運河・王宮・仏閣などの大型建設、商業の規制、帝国版図の拡大などを特徴とした。律令制のもとで官制が敷かれ、身分制が制度化された。庶民も階層化され、身分は職業的世襲をもたらした。経済的に重要なのは、均田制による農地の私有制限と戸籍制にもとづく農民の移動・転職の禁止である。これにより帝国の農産物収入が保証される農業家産体制が確立した。租庸調（税制）により農家には貢租に加え徭役が課された。徭役は成人男子に年一五〇日の公的労働を義務化したもので、徴兵制による兵役期間は免責された。政府は農産物収入に加えて大量の労働力を確保していた。これを支える官僚制度は、隋代より科挙が導入されたために平民出身者も採用された。ただし平民の登用が大幅に増加するのは唐の武后時代以後である。⁽⁹⁾ 農業と外国貿易が成長し、国内でも茶、陶器などの商品生産が興隆したため唐は繁栄の時代を送った。その経済システムは、政治的には指令経済体制にあったが、商品生産が農村や辺地にまで浸透する市場経済システムの形成期にあった。

唐末に中国経済は大転換期を迎え、農業家産体制の矛盾が拡大して律令制が崩壊した。まず農業が飛躍的成長を遂げた。華北では小麦栽培が普及して麦粟の二毛作が定着し、南部ではコメの二期作やコメ麦の二毛作が浸透した。また均田制の崩壊により小農や小作、荘園など自立性の強い農家・農業経営者が出現し、商品作物の栽培を促進した。商業が農村地域にまで及び市場が各地に開設された。これにとまなない貨幣流通が農民層にまで拡大した。貨幣の浸透は税制改革により納税が物納から金納制に変わったことに一因があるが、市場経済化の趨勢は止まらなかった。こうして都市農民の離農が増加する一方、商人・地方地主が台頭した。

専制的独裁体制を確立した宋は財政国家と呼ばれる。これは権力の源泉が軍事力ではなく、財政に支えられていたことによる。宋の軍事力は徴兵制ではなく傭兵を主力としたので、兵力は財政状態に依存した⁽¹⁰⁾。そもそも専制国家における支配層は消費集団であった。その消費は貢租に依存したが、現物収入を各種の物資に換える必要が増大した。商人の活動機会がそこに開けたが、それは貢租の現金化を促した。商業の発展は帝室・政府の貨幣依存をいっそう強めることになる。貨幣需要の上昇は通貨供給の増加によってしか均衡しない。通貨供給は国内の貴金属保有量に依存していた。宋代における鉄銭の鑄造と商人間での金銀貨の流通に加え紙幣・手形の發達が貨幣經濟の確立を決定的にした。政府は収入を金銭ベースで捉えるようになり、税収確保のために税制を改革し両税法を導入した。これは茶税、地頭錢、青苗錢の新設のほか、地税、戸税の増額を定めたものである。地頭錢と青苗錢は私有農地の面積に応じた地税である。こうして庶民層まで貨幣經濟に組み込まれていった。従来の王朝の統治は農民の直接支配であった。しかし貨幣經濟の成立した国家では、政府は農民の直接支配では統治できなくなった。税収が金銭ベースとなったためその財力が統治の基礎となったからである。とはいえ政治的には市場が農業家産制の枠外におかれていたために、商業の発展は統治の攪乱要因となった。

商人的經濟とレントシーキング

ヒックスは、前市場經濟を収入經濟と記し、その特徴として農産物余剰を当て込んだ公的消費の存在をあげている。収入經濟は、市場經濟のような經濟計算が未發達なので、収支バランスへの関心が低く、自律性が低いと述べる⁽¹¹⁾。問題は、この収入が經濟学でいうレント(地代)にほかならないことにある。レントは現在では準地代をも含むものとされ、資源所有者の総収入と生産要素の最低価格調達コストとの差、いいかえると機会費用を超える収入と定義される。したがって

独占の利益もレントとなる。この種の特権を求める行動をレントシーキングという⁽¹²⁾。秦漢以来の経済政策は重農抑商といわれるが、貨幣はすでに春秋時代より使われており、商業は成長の一途をたどった。商業発展は支配層の消費を促進し、商人と富農・地主を富ませ、貧農と流民を生む結果を招いた。それは農業が収穫逓減的であるのに比し、商業は商品の多様化により収穫逓増が可能で、商人層だけが余剰利益を蓄積できたからである。しかもこの市場経済はマクロ経済的効率化を実現しなかった。商人はリスク負担にもとづく付加価値ではなく、投機によるレント収入を増大させていた。とくに農産物の取引では在庫を抱えることで価格操作が可能となり、取引は投機になるからである。そのうえ市場の参入規制が競争を排除したので、商人身分はレント権利者であった。投機はレントシーキングを生み、政治腐敗の形で蔓延した。地主がレント収奪者であったのはいうまでもない。

商人的経済の成立は、財産権と契約の保障を要件とする。この商人の権利は、農民の土地に対する権利のような生存権とは原理的にまったく異なるものである。商取引は契約にもとづいて行われるが、契約は相手の権利を認める対等な関係のもとでのみ成立する。商業の発展には、商人集団のなかに財産保護の方法や契約文書の作成技術が蓄積され、慣習が体系化されることが必要となる。宋代に市場経済が定着したとされるのは、商人集団が自律性を強め、商慣習が規範として確立したからである。しかしその実情は、市場経済と前市場経済の混合状態であった。ヒックスは商人同士の商事紛争は処理可能だったが、商人と他身分との取引では紛争が多発したと指摘する⁽¹³⁾。その原因は、商慣習が商人以外の人々に共有されておらず、規範の拘束力が弱い点にあった。紛争が長引くのは、契約関係が対等性を欠き、貸付が一時的なの対して返済が長期にわたるため、債権債務関係が支配関係を転化するからである。債権と財産の保護を求めて商人が官憲と結託すると、暴力的債権回収が正当化される。ジェイン・ジェイコブズは、市場と統治とはそれぞれ異なる道德律をもつと主

張する。市場は対等な関係にもとづく交換を前提とするのに対し、統治は先占に由来する上下関係を基本とするからである。それゆえその混合は統制不能な犯罪的収奪の慢性化を生むという。とくに農業は統治の一環として発展した歴史をもち、商業的取引の概念では捉えきれないと述べる。⁽¹⁴⁾この二面性が、市場化圧力と伝統的統治のジレンマを招き、農民の階層分化を進めた原因であった。以後、明清代に至るまで中国の経済は表向きには 農業家産体制をとりながら商人的経済を抱え込んでいた。その混合体制のもとで政府は官僚と商人・地主のレントシーキングを統制できず、外国勢力による資源争奪に対処できなかった。

二 統治体制と権力構造の変化

先述のように統治体制は経済システムに依存するので、権力構造が生産システムの変化を受けたのは当然である。歴代王朝の権力の基盤は、宗教から軍事力へさらに農業生産力から貨幣タームの財力へとシフトした。それは中国社会が自然の支配から脱し、農業国家を形成した後、農業家産帝国に拡大し、商業発展にともなう商人的経済との混合状態へと移行する歴史過程と並行している。史実として記されている転換点は、殷周革命、秦の天下統一から隋唐代における官僚制の確立、宋以後の専制的独裁の形成である。このような権力構造の変容のなかで元・清朝の異民族支配が出現した。

祭祀共同体から農業家産帝国へ

殷は祭司を王とする王朝として成立し、祭儀を統治技術に発展させた。そして同盟を結んだ他氏族の祭祀権を吸収しながら支配地を拡大した。⁽¹⁵⁾殷朝の正統性は王権の呪術性に由来していた。そこで権力を握ったのは祭司を兼ねる王族と祭司

層であったが、王朝の中枢は多数の王室親族と諸族長の集合体であった。殷の王権はこの氏族連合の力のバランスにも依存していた。したがって殷朝は王族の聖性喪失と氏族バランスの崩壊により滅亡した。

周（西周）は、農業を重視し土地の支配を目指した最初の王朝であるという¹⁶。封建制は、殷征圧後に周王が多数の親族を諸侯に叙して封国を与え、その統治権の世襲を認めた分治体制である。王族の封建には主要農業生産地と軍事・交通の要衝が選ばれた。統治者からみると、封建制は重臣の謀反を抑え、親族の経済的自立を保障するものであり、農業はその基礎として尊重すべきものであった。当時土地と住民は一体のものとなされ、諸侯の封建は土地台帳と戸籍帳の授与によって行われた。この体制において、王と諸侯の間には所領の規模に大きな差があったが、統治権に本質的な違いはなかった。周王は諸侯の任命権を握ることで封国を統率したが、他方で同族意識を高揚して諸侯との親密な関係を維持しなければならなかった。その具体的な方法が、共通の祖先を祀る分家・臣下の祭儀励行にはかならない。世代交代を経ると宗家の祭権は効力を失い、また封国の農業生産や軍事力に格差が生じたために、周の分裂が進んだ。とはいえ周は後世に農業家産体制という統治モデルを残したのである。

春秋戦国期には、統治が人為的活動であることが広く認識されるようになり、統治の理想や人間存在についてさまざまな議論が展開された。こうした思想を知識として職業的に追求したのが諸子といわれる学者や読書人で、彼らは学派を形成して自説の優位を競い合った。この時代は戦乱が長くつづいたが誰もが思想の自由を享受することができた。諸子百家といわれる多数の学派が知識人を育成し、それぞれ独自の統治論を展開して、人材を諸国の実力者に売り込んでいた。こうして知識人が政界に登場することになる。¹⁷戦国末期に儒家と墨家が二大勢力として競争していたが、そこに法家が参入し、結局勝ち残ったのは儒家と法家であった。

秦は天下統一の前に法家思想家商鞅を登用し、農業生産の拡大と兵力増強を実現していた。始皇帝の帝国樹立に必要とされたのは、帝国全域にわたる農民の直接統治モデルと実践理論であった。それに応えたのが法家の李斯である。法とは成文法を指し、成文法は治者の人格に関わりなく、皇帝の意志を貫徹する確実な手段であると見なされた。官吏は、法執行のための行政実務を担うものとされ、文書の理解力と作文能力が求められた。それに応じることができたのは学者や旧貴族に属する知識人であった。秦帝国の成立は知識人に雇用機会をもたらした。秦朝は方術に長じた官吏を全国に配置し、統一規則にもとづく行政を実施した。文字、度量衡、貨幣の統一は行政効率化の一環であった。国家的大規模事業はすべて知識人官吏によって実施された。灌溉水路、長城、王宮、皇帝陵など大規模建設プロジェクト、農地開拓と小農の育成、兵員の動員と編成・配備などが中央の指令にもとづき遂行された。法家思想は、統治目的と手段の合理的統合を旨とするものであるから、体制の攪乱要因はすべて排除の対象とされた。刑事犯に対する嚴罰主義のみならず体制批判をつづける知識人の思想統制もその一環であった。秦の郡県制は郡県の長を中央から派遣するもので、現地の下級官吏は地方長官が任地の知識人を選任していた。また地方長官は官吏候補者を中央に推薦する任も負っていた。官吏候補の選定には郡県内の郷・里における名声が重視され、これが郷挙里選、「選挙」と呼ばれる慣習として定着した。郷・里は自律的共同体としての伝統をもっていた。農業の基礎的生産単位である郷・里の自律性は秦の郡県制に潜む分裂要因となった。秦は軍事積極策と過大な建設事業による苛斂誅求のため、わずか十五年で農民反乱により倒されることになる。

儒家官僚の成長と郷党の抵抗

秦を打倒した勢力は農民集団と諸侯の連合であった。漢帝国は農民指導者劉邦を諸侯が皇帝に推戴して成立した。皇帝

が功臣と諸侯を封建したので、漢の体制は郡県制と封建制の混合した郡国制といわれる。しかし劉邦は諸侯の統治権を制限し封国の発兵権を封じるとともに、異姓諸侯王の取り潰しを敢行して、帝権の中央集権を確立した。そのため漢の統治は帝室と官僚が握ることになった。漢初は民政回復が優先され、秦代同様法家官僚が農業振興と農民支援を遂行した。ただし社会風潮として道家思想が広まり、皇帝もその影響を受けたため、政府における法家の地位は後退した。とはいえ朝廷は法家を完全に排除したわけではなく、法家に道家思想を取り込むよう圧力をかけた。民生が安定すると内政の焦点は皇帝権威の高揚に移行し、ここに儒家の活動分野が開かれた。後漢に儒学が国学として定着すると儒家は官職を独占するようになる。すでに戦国末より出現していた地主・商人等の豪族は、漢代には儒学・文化にも通じ、選挙をとおして官界へ浸透しはじめた。この勢力は帝室と利害を争う門閥貴族に成長した。儒家官僚の対抗勢力となったのは、皇帝の外戚と宦官であった。後漢末には幼年皇帝の後見として力を得た外戚と、帝室官僚である宦官が儒家官僚と三つ巴の権力闘争を繰り返した。この抗争により漢朝の求心力は弱体化し、民生の荒廢のなかで農民層に道教が広まっていった。政府の道教弾圧は大規模な農民反乱を招くことになる。農民反乱から起こった漢は農民に滅ぼされたのであった。

このような経緯はつぎのように総括できよう。秦漢王朝は、農業家産体制を帝国規模に拡張し、その経済力と軍事力で直接天下を治めようとした。そのため官僚制が発達し、帝国の統治権は帝室と官僚の力関係に左右されることになった。帝室において当初は王族軍人の指導力が圧倒したが、その後の王位継承をめぐる争いのなかで外戚、宦官の発言力が拡大した。官界には法家や儒家の文人学者が多数進出していた。官吏の選任は選挙により行われたが、その実権は郷・里の豪族の手中にあった。豪族は学問振興と教育に専念して、地方の言論界を支配していた。彼らは次第に高位官職を占め、貴族として勢力を誇示するに至る。これらのエリート層に対して自作農など一部の農民は郷・里を拠点に宗族を軸に結束し

郷党としての自立性を強めていった。

漢の滅亡から隋の成立までの約三七〇年は、漢族と異民族が群雄割拠する魏晋南北朝時代と呼ばれる。堀敏一は中華思想において対等な関係とは敵対関係であるという。⁽¹⁹⁾漢は武力制圧の困難な異民族に対して冊封や通婚などにより外交関係を維持したが、異民族政策の基本はあくまでも武力征服にあった。したがって漢の崩壊は異民族に国家樹立を促し、華北進出の機会をもたらした。その圧力により漢族の華南大移動が起こり、そこに漢族国家が出現した。この時代は民族抗争と国家興亡が繰り返され、軍人と軍閥が主役の世界であった。それが安定したのは南北朝時代である。この時から隋唐代にまで存続したのは北魏の統治方式と華南の貴族制であった。北魏は鮮卑族が華北を統一して建てた国で農民統治にいち早く成功した。北魏の農民統治は、土地の私有を制限し公有地を農民に与える均田制と、徴兵制による兵役義務を課す府兵制とを一体化したものであった。北魏は後にいくつにも分裂したがその一端から隋が起こり、唐朝もこの制度を踏襲した。貴族制は、三国時代に魏の導入した九品官人法が端緒となり、各国に広まった。これは選挙のときに出自による位階をつけて官吏候補を推薦する方式であった。異民族軍閥の強い華北では政府と豪族の関係は安定しなかったが、華南の漢族諸国では政府と豪族の関係が深まり門閥貴族として勢力を強めていった。隋朝は官僚と貴族の結託に歯止めをかけるため、選挙に科挙制を導入した。これは官吏選抜を学科試験だけで実施する方式で、清代まで継続した。隋唐朝は、農業家産帝国の再建を果たすとともに、周辺国家をも統合する世界帝国の実現に執着した。隋は大連河建設と三度にわたる高句麗遠征の失敗により約四〇年で崩壊したが、それを襲った唐は隋の制度を継承し律令制にもとづく統治体制を作り上げた。さらに周辺国との臣属関係を発展させ世界帝国としての覇権を確立した。

末期になると唐は律令制の破綻に直面した。府兵制の崩壊により辺境防衛のために節度使を設置したが、これは軍務の

みならず管区の統治も担当し、所管部隊には正規兵の他に傭兵も加えられた。節度使には有力豪族も指名され、私兵をかかえる地方統治者として次第に独立性を強めることになる。他方、科挙官僚は深刻化する財政不足に対処できず、財務官僚が新たに登用され勢力を増していった。このような状況は宋代までつづくが、律令制の破綻は貴族勢力の後退を意味していた。すでに触れたように唐末は経済的には農業生産が飛躍的成長を遂げた時期であった。その成長は民営農業に負っていた。宋朝は皇帝の専制的独裁を確立したが、それは官僚制と軍事力・財力に依存するもので、農民の直接支配ではなかった。朝廷はまず貴族勢力を排除するために、科挙官僚の登用を徹底して、官僚の人事権を掌握した。また財務官僚の登用により、商人への課税を強化し、塩鉄専売など直轄事業をおさえて財源を確保した。軍については傭兵を増員するとともに節度使を国内にも配置してその統帥を握った。この統治体制は農業生産に加え商業的収益に依存したが、競争制限をつづけたためにレントシーキングを統制できなかった。そのうえ領民の支持を統率する求心力を欠いていた。元朝の統治も商業、とくに外国貿易の発展を推し進めるものであった。農業家産体制と商人的経済の混合状態は清末までつづくことになる。そのなかで科挙官僚、地主、商人の連合統治は、農民搾取を常態化した。農民にとって生存を守る手段は郷党の相互扶助と仏教・道教など宗教団体の慈善に限られていく。

四 儒学のイデオロギー化と宋学の論理的閉塞

道徳と政治的知識の結合

いうまでもなく儒学は、漢代から清代まで二千年にわたり歴代王朝が認めてきた公式統治論である。その理論内容の違いから唐までの旧儒教と宋以後の新儒教に二分される。しかし秦の焚書坑儒と後漢の国学化により教義がたびたび変更さ

れているので、先秦時代の草創期、後漢以後の国学期および宋学期の三期に分けて考えるのが妥当であろう。

孔子が教団を創立した春秋末期は、西周の封建制が崩れ天下が分裂し、無政府状態がつづいていた。それは周王と諸侯の関係のみならず、諸侯・卿大夫・士という君臣秩序の動揺を意味していた。先述のように周は農業を重視した氏族国家であったが、土地の私有化が広がり郷党を基盤とする勢力が台頭していた。周室の統治は、宗族の祖靈祭儀を同族諸侯に義務化するという祭祀共同体の規範に依拠していた。しかし世代交代が進み同族意識が薄れるにつれて宗族的慣習の拘束力が弱まった。それが身分的秩序の尊卑差等を軽視する風潮を生んだ。孔子の礼学の革新性は、春秋時代の政治的分裂状況を道徳的危機と捉えた点にある。中華思想においてあらゆる善の根源は君主の存在にあった。アナーキーは蛮夷の特性であり、悪の根源として忌避された。そして道徳の基礎は君臣関係の秩序に求められた⁽²⁰⁾。孔子の礼学もこの観念を前提として構築された。そしてとくに親族間の本家・分家関係と家族内の序列が力説された。漢族社会に同姓不婚の原則にもとづく父系リネージュの優位が定着していたが、儒家はとくに父子、兄弟、長幼の序と夫婦の別という家族内の序列の意義を強調した。これは農業家産体制においてきわめて重要な意味をもっていた。すでに触れたように中国は小家族を基礎的生産単位とする農業国家として存続してきた。近代社会と異なり家族は消費者集団ではなく、生産単位であった。家父長のリーダーシップが生産性の鍵を握っていた。消費を極限にまで抑え生産余剰を極大化するには、統制された家族の存続が不可欠であった。奴隸制と違い、家族扶養のインセンティブが働くので、家父長制にもとづく小農は限界生産性の高い生産要素であったといえる。カール・ウイットフォーゲルは、儒家が墨家との競争に勝ち残った理由は、儒家の重農主義にあると述べている⁽²¹⁾。

宗教が道徳の基盤として機能していた時代には、神罰の恐れが人々を支配していた。したがって彼岸への信仰が薄れ

ば宗教戒律は道徳的規範としての効力を失う。アーレントは、このような社会では道徳的行動はすべての人々に自明なものではないが、道徳的知識は共有されているという。そこでカントの言説から、人々の心は模範的人物に導かれて道徳的行動に向かうと述べた。⁽²²⁾孔子は、西周を理想国家のモデルと考え、観念的には周の復古を政治目標とした。氏族神の信仰が失われた社会に古式を復活するには、道徳を知識として学び、その聖人モデルに近づく実践活動が必要であるという教説を展開した。貝塚茂樹は、儒学の礼教論は祭祀共同体の宗教に代わるものとして構想されたと述べる。そして孔子は人間の理性的行動を促すものとして知識を尊重するとともに、実践理性としての仁を力説した。⁽²³⁾儒学における君子とは、文明人であり、教養の高い知識人である都市貴族を意味した。そのような人格は学習（修養）によって完成可能な存在であった。半面人間精神の超越性を否定し人格形成における禁欲主義を拒否するものであった。この意味で孔子の思想はあくまでも世俗主義的であった。孔子は法家の主張が法理にもとづく平等主義をもたらし、それが君臣秩序を崩す要因となると厳しく批判した。訴訟や裁判も社会秩序を紊乱するものとして嫌悪した。こうして儒学の「礼」は論議の許されない神聖な観念となった。儒家は、周の礼制に関する記録を経書と定め、その学習プログラムを体系化した。そして私塾での門人教育を組織した。孔子没後の儒家は、礼制の実践的学習を重視する派と人格形成の内面化を追求する派に分かれたが、孟子が強い影響を残した。孟子の主張は性善説と王道論に集約される。孟子は、人間は本質的に善であるとし、君子教育の重要性を説いた。また武力や実力による統治を霸道として退け、君主の仁政を力説した。仁とは、血縁関係の親疎に応じた愛情の深さに順序差等をつけるとともに、実父や主君に対する絶対的忠誠を正道とするものであった。君主の存在を天下太平と民生の安定に不可欠なものとしたが、君主に徳が欠けると統治権を失うという易姓革命論を展開した。有徳の根拠を天におき、民心の離反により生ずる政変を天命として容認した。孟子は、天を究極の道徳的根源とする徳治主義を説

いたが、墨家の兼愛論は君臣秩序を否定する禽獸の道であると批判した。秦帝国の成立は法家の主導権を確立し、儒家は焚書坑儒におよぶ厳しい弾圧を受けた。彼らは秦朝の認める易学に逃れて生き残ったが、漢代には法家と妥協し、王朝からは教義の習合を強要された。

儒学の国学化とイデオロギー性

孔子の敬慕した周朝は殷周革命によって成立したものである。この革命は呪術思考から合理主義への意識変化をともなっていた。春秋の自由な時代に出現した儒学は強い主知主義的思考を特徴とする。儒家の教説は、政治目標を掲げる政治論の側面と、人間の人格形成に関わる道德論という二面性をもつ。カール・マンハイムは、周囲の存在と一致しない意識にユートピアとイデオロギーがあると述べる。ユートピアは歴史的現実⁽²⁴⁾に働きかけて自己の觀念に合致するよう現実を変化させる力をもつのに対して、イデオロギーは存在を超越しながら決して実現しない非現実的な意識であるという。この意味で儒学礼教論は当初からイデオロギー性を帯びていたといえる。淺野裕一は、孔孟の言説の虚偽性と儒家の権力志向を指摘したが、それは儒家がイデオロギーの主導者であったことの証明である。注目すべき事実は、儒家が強力なイデオロギーの供給源として成功したという点にある。統治者からみれば法家が実務官僚の供給源であったとすれば、儒家は臣民の意識統合に有用な集団であった。漢代に入って儒家にも官界進出の機会が開かれたが、光武帝から讖緯説の受容を迫られ教義を変更した。これは、皇帝の超越的神聖性を主張する朝廷に儒家が妥協した結果であった（隋代には禁止された）。五経博士の職がおかれ、儒学経書の公式解釈を示すことが国務とされた。この正統的経書解釈にもとづく学制が敷かれ、選挙や科挙において儒学的学識が求められた。こうして儒学は国学として普及することになる。以後儒家は統治の正統性

を支えるイデオロギー観念の供給者となった。儒学は、儒教という疑似宗教として、中華帝国のイデオロギーとなったのである。隋からはじまる科挙制度は官僚の儒学的思考と記述法を公式化し、官僚のイデオロギー教化を促進した。⁽²⁶⁾

武内義雄や津田左右吉など多くの碩学が、儒学の教説は普遍的人間存在に関する考察ではなく、その倫理観は庶人の実生活から遊離していたと指摘している。儒教倫理は「国家社会の秩序扶持の規則、つまり治民道徳と国家体制の維持」のためのものであった。⁽²⁷⁾「家族道徳が子の父にたいする孝に集約されているのは、家が家父長を権力者とし家族員は父に隷属するという権力支配の關係であったためであり」そのような家は支配階級の家であった。⁽²⁸⁾ウィットフォールゲルは庶民生活の実情は「形式において仁愛、内容において抑圧」であったと述べる。儒家が反法治主義に立っていたにもかかわらず、統治の現実には刑罰による威嚇の支配であった。中国の法制では、暴力的徴税と拷問による自白が合法視されていた。庶民は服従のマナーを徹底的に躰けられたうえ、官憲の総力テロのもとで全面的服従と完全な孤絶を強いられた。この孤立状態は他人を信じない権力者と領民への疑念をゆるめない官僚が生み出したものであった。しかも郷・里における住民の連帯責任制と相互監視・密告の制度が庶民の自由を完全に奪っただけでなく、巻き添えの恐怖から社会や国家に対する絶対的無関心に封じ込まれた。⁽²⁹⁾

中国思想における人間のとらえ方、とくに民衆の観念は歴史的に変化してきた、殷代には同族と同盟者以外は人ではなく悪をもたらす鬼神として攻撃・殺害の対象とされた。周代に農業に携わる人々は庶人として認められた。春秋時代より民衆は都市に居住するようになり、都市国家の君主は領民を兵として動員できるようになった。漢代の国家構成員は、士・庶と呼ばれる農民に限られていた。農民は戸籍につき、土地と家を与えられて、納税と兵役の義務を負った。推挙されれば下級官吏を務め、士の身分に昇格できた。彼らは同族家族とともに同じ場所に居住し、郷党という共同体を組織し

た。郷党の指導のもとで郷・里にはある程度の自治を行う慣習が成立していた。農民支配の過酷さについてはすでに触れたが、その強度は権力機構と郷党との力関係に依存していた。

鉄器の普及とともに未耕地の開拓が進むと、農地を所有する農民が増加し私有地が拡大した。それは郷党の影響力の拡大を意味した。戸籍から除外されていた商人など非農民の土地所有も朝廷の支配を弱体化するものであった。統治者の関心が田制に向けられ私有地の制限が重視されたのは当然であった。しかし唐末以後の商業発展により国家の経済構造は劇変してしまった。それを一言で括れば収入経済から商人的経済への転換であった。財政が金銭ベースの税収に依存すれば、治民の身分差等は財源確保の阻害要因となる。貨幣は人を選ばないから、すべての民衆が統治対象として浮上した。

宋学体系の論理的閉塞

このような経済社会変動のなかから誕生した宋学は、二程士（程顥・程頤）にはじまる道学と朱子（朱熹）の理気論を統合したものであり、礼の規範性よりも個人の内面的意識を重視するものであった。彼らに共通するのは、人間を普遍的法則から捉えようとする発想である。儒学において君主を頂点とする上下関係の秩序は絶対的テーゼであった。ただし宋学では人間の先天的な本性は普遍的なものであるとし、治者の徳は後天的な学習により形成されるとしたのである。北宋が官吏登用を科挙合格者に限定したため、儒家知識人は士大夫という統治エリートを中心勢力となった。「士人は、個人的能力によって、統治に関与する資格を獲得し、門閥の支えなどをもたずに官僚人生を乗り切ることが要請された。……こうして士人の心の保持という課題を儒教のことばのなかを読み込み、個人の心の制御と士人としての責任の遂行をとまなう問題を、士人としての主体的なあり方にもとづいて自覚的に統合しようとする儒学派が出現した。道学がこれである」⁽³⁰⁾。

道学は天における人の位置づけを易学などに依拠する形而上学的体系をもつ。朱子はそれを発展させ倫理学、政治学、宇宙論を統合する壮大な哲学論を展開したが、朱子学は宋朝に公認されず在野の学説に止まった。しかし印刷術と製紙業の発達にともない儒学の大衆化が進み、多くの士大夫・知識人に支持された。元朝に公認されて以後、朱子学は明清代の国学となった。その理論の要点はつぎのようになる。人の本性は理・善であるが気質の清濁によって聖凡の別があり、事物の理を探求して知を磨き、実践道徳に励むことにより人格の完成を実現できる。ここで重要なことは、人は誰でも聖人になれるとして、個人の精神形成を重視した点にある。明代に朱子を批判した王陽明は、朱子よりさらに個人の主観性と能動性を強調した。

明代の中国社会では利益を追求する商業主義が人々に受け入れられ、農業家産制にもとづく倫理観は民心から遊離したのものになっていった。私欲が悪であるという徳目の虚偽性は誰の目にも自明であった。にもかかわらず卓吾の著作が排斥されたのは、士大夫層が朱子学体制の崩壊を恐れたからにほかならない。卓吾の言説は人間の私欲を肯定し日常生活の意義を認識していた。チャールズ・テイラーは、あらゆる社会で一般的な道徳的思考には、敬意の感覚、他者への義務観念および尊厳の概念を含むという。そして尊厳は古代ギリシア以来支配層・軍人社会に定着してきた名誉倫理を否定するものであった。それは身分や地位に相応しい功績評価について外的判断基準が与えられていることを前提としている。この倫理観を否定し、人間の日常性に世俗的名誉を超える内的価値の存在を認めるのが尊厳の概念である。テイラーは尊厳の概念と内省にもとづく自己規律および個人に存在意義を賦与する外的枠組みの不在を、権利主体としての個人が成立する要件と見なした⁽³¹⁾。この観点からすると卓吾の主張には、庶人における私人性の肯定は認められるが、個人性の認識は存在しなかつたといえる。朱子学から派生した陽明学は形而上学的論述をもつが、それは存在論とも認識論とも異なるものであつ

た。⁽³²⁾にもかかわらず私人の肯定は儒学的名誉倫理を排除し、個人の自由を容認する論理的可能性を秘めていた。

儒学は独特の政治論を展開してきたが、それは政治過程に限られるものに限られ、統治機構に関する論説はなかった。君主制が自明の前提とされたため、プラトンのような理想国家論や統治制度に関する論考は生まれなかった。儒学の礼学とは、規範、道徳、教育、学問研究、日常的礼儀作法から冠婚葬祭の祭儀方法までを包摂するもので、これらすべてが一体のものと観念されていた。「儒教における倫理は、社会の秩序安寧を扶持するための修養で、個人より全体を中心に考えられている」のであった。⁽³³⁾溝口雄三は古代中国の意識が「私のない世界」であったことを示唆している。⁽³⁴⁾このことから判断すれば私人の肯定は、伝統的な「公」の否定でしかなく、儒学体系に論理的矛盾をもたらすものであった。

儒学的思考は主知主義的であるが目的論的でもあった。宗教的には先祖祭祀の伝統と仏教の影響から汎神論的立場に立ち、天地創造の観念が希薄だった。この伝統を継ぐ宋学も存在論とは無縁であった。目的論と現実主義の混合は一種の功利主義的思考を生み出した。朱子学の「天理」論が壮大な形而上学的観念をもちながら、認識対象は君臣秩序の維持という目的から自由ではなかった。

人間の思考は記述によって形式化され、形式によって思想として固定され、伝達と学習を可能にする。また記述の形式化は複雑な思考を可能とし、人間の行動範囲を拡大する。その鍵となるのは文字と記録媒体・用具の存在とその共有である。文字による記録は、情報の時間的・空間的制約を超越する能力をもつ。しかしその範囲は、文字と言語を共有する集団の生活圏に限られる。中華文明圏の成立は第一に識字人口と文書記録の増大に依存した。第二に学問の発達にともなう知的ヘゲモニーの確立に負っていた。諸子百家の競争がもたらした知識の体系化は、さまざまな事象に関する予測能力を高めた。このような知識の存在が帝国の知的指導力を強めた。中華文明は春秋時代に開花し、秦漢帝国の成立が世界的文

明圏の形成を促すことになった。その原動力が帝国の官僚制とその予備軍である知識人の教育と研究にあったことはいうまでもない。

人間の思考パターンには、前論理的 (prelogical) 思考、経験的論理 (empirico-logical) 思考、形式論理 (formal logic) 思考の三つの類型があるという。⁽³⁵⁾ この分類によれば儒学の思考パターンが経験的論理思考であることは確かである。しかしそれは形式論理思考とはいえないものだった。先述のように儒学における礼の概念はきわめて多義的であった。存在論的発想を欠く知的環境においては自由な思考が育ちにくい。そこでは知識の形式化が徹底されず、個別知識の自立化が妨げられた。とくに法学はあくまでも統治技術に止まり、それ自体の自律性を確立できなかった。貝塚茂樹は中国で慣習法が成立しながら、それを法の一形態として認識できなかったと指摘している。⁽³⁶⁾ 同様に市場についても自由競争市場による適正価格の形成という認識は生まれなかった。市場の拡大が統制不能だったにもかかわらず、自由競争は人倫秩序の攪乱要因として忌避され、認識対象から排除されつづけた。その結果レントシーキングの蔓延を許すほかなかった。儒学は経書の字句解釈をめぐる士大夫サークルの論争テーマにはなったが、社会的にはイデオロギーのドグマ化をもたらしただけであった。しかも儒家に文人趣味が広がり、士大夫の知的関心は現実政治から離れていた。つまり文人官僚は統治の現実から遊離していった。

その矛盾を凝縮した記述が天の観念である。天は先秦時代より中国思想における存在の根源を記す言辞であった。春秋時代には道家の老荘が道の絶対性と超越性の根源として天を捉えたが、儒家は伝統的な人格神的観念を拡張して道德的規範の根源と解した。漢代以降の天概念は儒家解釈が支配した。天神相関論は諸説の統合であったが、その理論構成において陰陽説も動員された。後代には道家・仏教の説も取り入れられていく。かくして善悪の根源である天地は、道德的秩序

における尊崇の対象であると同時に、陰陽の気を発する自然として認識の対象ともなった。朱子の「天理」論は、これらを集大成した實在論的体系であるが、存在の根柢を認識の対象とするというパラドックスを抱えてしまった³⁷⁾。儒学礼教論は論理的閉塞に陥ったのである。そのため「私」を否定する朱子学の学徒には、自己を問い直す契機が見出せなかった。

五 ローマにおける私法の自立化

ヨーロッパ世界の起源とされる古代ギリシアも農業共同体から発展した。それは先述の中華世界とはまったく異なる世界であった。自然環境の違いはもちろんだが、それ以上に地域の人々の生活意識がひじょうに異なっていた。最大の違いは私人の存在に関わる觀念にあった。他方、両者に共通するのは、どちらも歴史的な存在であることにある。その地理的範囲と住民構成も歴史的变化を受けてきた。ローマ後に形成されるヨーロッパも同様である。古代ギリシアの治領は、地理的にはギリシア、小アジア(現トルコ)、エジプトの地中海沿岸に成立した都市群であり、「ギリシア」とはポリスの同盟が存在する地中海地方を意味した。このような都市はバルカン半島やイタリアにも成立し、ギリシア崩壊後にはローマが地中海世界を支配することになる。

前二〇〇〇年頃、北西からインドヨーロッパ語族の牧畜民がギリシアへ南下し、先住の農耕民族と融合して共同体をつくり、その後トローイアに進出して都市を建設していた。彼らは父系リネージの家長制家族のもとで農耕を営み、牛馬、犁、車輪の使用技術をもっていた。この土地の農業は、麦と果樹(とくにオリーブ・葡萄)の栽培と牧羊を中心としていた。農地は先祖から世襲した私有地で、土地所有が市民としての資格と考えられていた。農耕の基本が天水農法だったので、治水灌漑の共同作業を必要とせず、個別農家の多角的単独経営が中心であった。とはいえ氏・部族間の武力対立が絶

えなかつたため、これらの農家は強い連帯意識のもとで都市国家を形成していた。³⁸⁾この地方は地形と地質上の理由から物資源の賦存状態が一様でなく、農産物も地域差が大きかった。早くから海路による交易が発達し、地域分業のもとでひとつの経済圏を形成していた。考古学的知見によれば、最初に栄えたのはクレタ王国の文化圏でその後ミケーネ文化の時代がつづく。古典古代は前一二世紀から前四世紀までの期間とされるが、前七五〇年までの暗黒時代と、それからペルシャ戦争のはじまった前五〇〇年までのアーケイック時代に区分される。ギリシア文明は暗黒時代の初期に黎明期を迎えた。鉄器、とくに鉄製武器と農具が出現し、文字の使用もはじまった。アーケイック時代には、人口圧力のもとで新たなポリスがいくつも作られた。商業の発達とともに貨幣の使用が貴族・農民層にも広がり、富裕な平民が出現していた。

ポリスにおける法治主義の定着

これらのポリスはそれぞれ独立国家として発展し、領地、資源および海路・交易の支配権をめぐり対立と協調を繰り返す緊張関係にあった。ポリスにおいては軍務と兵制が政治の最優先事項であり、すべての市民に兵役義務があった。ただし兵士の武器は私費負担だったから、高位の軍務につけるのは有力者に限られていた。ポリスの政治で軍人や戦功のある貴族の発言力は大きかった。つまりポリスは戦士共同体であった。ポリスの政体はさまざままでアテネに民主制が出現する一方でスパルタは軍国主義的態勢を形成したが、いずれも戦士共同体であることに違いはなかった。ギリシア人が共有する民族意識の源泉は宗教にあった。ギリシアの宗教は多神教であったが太陽神はなく、呪術的戒律から解放されており、その信仰にもとづく社会意識には地域差があった。とはいえペルシアのようなギリシア全体への脅威が出現すると、ポリスの同盟が結成された。アテネはペルシア戦争の海戦を勝利に導き、ギリシアの主導権を握った。そして周辺国と盟約を

結び、その結果成立したデロス同盟の盟主となり、以後スパルタを除くギリシアを事実上帝国化した。それはアテネに政治的覇権と経済的利益をもたらしただけでなく、ギリシア文化圏における指導的役割を生み出した。アテネは、知的使命感から蛮族と呼ぶ周辺民族をギリシア化し、ギリシア語と知識の普及を積極的に推進した。

ポリスでは貴族と平民の二身分に公民権が認められていたが、市民権のない外国人居留民と奴隷も居住していた。中国と異なるのは、ギリシア世界が小さな都市国家の連合として存在し、全域を統治する強力な権力機構も、それを支える官僚制度も存在しなかったことにある。ポリスでは神殿や広場のような公共建築がつくられたが、治山治水の巨大インフラ建設や未耕地開墾などは国家的事業とはならなかった。言論の自由が認められているポリスでイデオロギーは重要性をもたなかった。各ポリスが相互に平等な関係にあっただけでなく、ポリス内部の貴族・平民関係も強い支配関係にはなかった。集団行動の意思決定は構成員の合意にもとづいていた。王政時代からすでに国王を含む長老会が存在し国政の任にあたったが、共和制成立後は民会が国家の最高機関となった。共和制は貴族による国王の追放からはじまるが、その後の寡頭政から僭主独裁を経て民主政に移行した。その過程でポリスには法治主義が定着していった。民会は法律の制定と裁判に責任を負う機関となったのである。⁽³⁹⁾

ヘシオドスの記録が示すように、借財に関わる裁判に不満が高まり、貴族と平民の対立が激化した。裁判官が貴族に限られ、裁判の不正が横行していた。そのうえ法の大半は慣習法で法知識は貴族の独占物になっていた。そのような状況のもとで、慣習を成文化して問題解決を図ろうとする「立法者」が出現した。前六世紀末に最高政務官と調停官に任じられたソロンはアテネを民主化した政治家といわれるが、彼の改革も立法によるものであった。その目的は、第一に借財の帳消しと身体抵当による貸し付けの禁止を実現することにあった。これにより返済のできない重債務者を奴隷市場で売却す

ることが、債権者の権利として認められないことになった。ソロンの改革には、市民権の規定を厳格にして市民の範囲を限定するとともに、平民に参政権を付与することも含まれていた。しかしそれは農民の窮乏化に歯止めをかけるという目的を果たせなかった。富裕層の土地買収は公有地にも及び、ポリスが貧農に分与できる土地が減少していた。しかもアテネの繁栄は植民州の貢租と商業収益に依存していて、すでに市民の多くが金利生活者となっていた。市民の商業への参入制限が厳しくなる一方、従来条約により規制されていた外国人の商取引が、商法の進化により自由化された。その結果外人銀行家の投資が増加した。スパルタとの対立はペロポネソス戦争に発展し、アテネは兵力を傭兵に頼らざるを得なくなった。それは財政支出を増やしただけでなく、軍事と政治の分離をもたらした。かくしてアテネの市民的結合は弱体化していった。この戦争はスパルタの勝利に終わるが、そのスパルタも戦勝後の商業発展による政治的混乱に見舞われた。¹⁰⁾

地中海世界は中国より早く収入経済から商人的経済への転換に飲み込まれていた。この経済的変化は政治的混乱を招いたが、アレクサンドロス大王による世界帝国の成立によって一時的安定をみた。しかし根本的解決には至らなかった。とはいえアテネの民主政は後のローマにひとつの方向を残した。商業の規制に関して、中国では儒家の徳治主義が行き詰まったのに比し、地中海世界では取引の公正を法的統制により実現する取り組みがはじまりつつあった。社会的混乱の原因は個人の借財にあった。その解決はローマにおいて私法の整備と司法の独立に求められることになる。

ローマのポリスと身分闘争

ローマの起源は、前八世紀頃ラテン人がテベル川下流域に建てた都市国家といわれる。この国家はギリシアのポリスの特徴を受け継ぎ、王制から共和制への移行も経験している。身分構成もギリシアと類似していて、貴族、平民、奴隷と外

国人が居住していた。貴族の資産は土地、家屋、家畜の他に奴隷と庇護自由民に及び、ギリシア貴族を遙かにしのぐものであった。平民は貴族との婚姻を禁止され、公職に就けない身分とされた。市民は兵役義務を負い、軍は領土拡大という国策を支える屋台骨であった。このように戦士共同体というギリシアの特徴もローマは引き継いでいた。貴族には元老院が、平民には兵員会と平民会の二つの民会がおかれていた。元老院は、建国時の王制時代から存在し、名門貴族の学識ある長老を終身議員とする立法・諮問機関であった。保守的だが賢明な方策を打ち出し市民からその高い見識を認められ信頼を得ていた。民会のうち兵員会は、武装別に五等級に分けられた平民の会議で次期コンスル（最高政務官）の選出、宣戦と講和の決議を行う機関であったが、のちに権限が拡大し元老院の同意なしに立法できることになった。平民会は、身分闘争のなかで平民の権利擁護を目的として平民自身が自発的に設立した機関である。護民官を選出し護民官が主宰した。前二八七年に正式の政府機関となり、主要立法、控訴裁判、条約の批准を行った。国家の統治者は、元老院の任命するコンスルである。コンスルは政治、軍事、司法の最高権力をもち、元老院の主宰や兵員会の招集のほか法案提出を行った。権力の集中を避けるため任期は一年に限られていた。ローマとギリシアとの最大の相違点は、ギリシアが同質的一体性をもち閉鎖的であったのに対して、ローマは多様性を内包しながら開放的であったことである。ローマは身分の異なる治民を抱えていただけではなく民族構成も多様だった。領土拡張運動の結果、絶えず新たな民族を抱え込んでいた。それは少数のローマ市民が多数の非市民を統治するという極端な政治的非対称性を意味していた。身分制度を抱える共同体内の不均等性を均衡状態に保つことが、ローマの統治の目的であった。市民権の開放とならんで平民の官職登用と政治参加の拡大がその方策となった。版図の拡大に合わせて市民資格者を増加させるとともに、平民を統治機構に取り込み、意思決定への参加機会を増やすことで、長期的統治を維持したのである。⁽⁴⁾

平民の二極化はローマ建国時からギリシア以上に進んでいた。帝国の拡大は商業発展を促進したから、借財や土地の相続をめぐる係争が多発した。それが平民の身分闘争を激化させた要因であった。その対応策としてローマが行ったのは、平民の権利擁護と政治参加の制度化であった。第一にあげられるのが共和制時代の前五世紀末に定着した護民官の職である。それは政府から独立した官職で、その身分は神聖不可侵とされ、立法、政務官の行政執行、選挙、徴兵および元老院決議に対する拒否権を有し、平民会の招集権と平民の裁判権も認められていた。コンスルにより六一〇名が任命され、後代には平民でありながら元老院議員に指名された。第二の例証は慣習法の法典化である。アテネのソロンの改革にみられたように、ローマでも貴族の司法支配に平民の不満が高まっていた。平民の要求にもとづき前四五〇年に実現したのが、ローマ最初の法典「十二表法」の編纂であった。債務処理、土地の所有権、相続などの私法に加えて公法、刑法、訴訟法を含む総合法典であった。それはたんなる慣習法の集録ではなく法理論的概念の萌芽が含まれているという⁽⁴²⁾。その後も借財問題に関する法的解決が図られた。債務者に有利な返済方法と公有地の私的占有の上限を定めた法が制定され、さらに前二二六年のホルテンシウス法によりアテネより大分遅れて身体抵当による貸金の禁止が定められた。この法はまた元老院の承認にかかわらず兵員会の決議が国法と同等の効力をもつと規定した。これにより平民の政治参加が一段と進むことになり、身分闘争は収束に向かった。

共和政と超法的属州

共和制時代の末期からローマは世界帝国への道を歩みはじめる。イタリア北部を平定した後カルタゴ戦争に勝利し地中海世界の覇権を握った。アレクサンドロスの建てた帝国はすでに分裂していたが、ヘレニズム文化圏として存続していた。

ローマはギリシアの戦士市民共同体というポリス意識を共有していたから、ヘレニズム文化に馴染みやすかった。とはいえローマ人は抽象的思弁を好まず、実用的知識と伝統や權威の尊重といった生活哲学を吸収した。統治術への関心が強く、アテネのような直接民主政ではなく統治の専門職という観念を發達させた。ギリシアの普遍主義と政治的覇權の結合は、ローマ人にローマは世界の統治者になるべき運命を負っているという強い自意識を生み出した。

ローマの征服地統治は併合同盟という方法をとった。ローマは征服地を自国に加えるべき新戦力と見ていたので、征圧したイタリアの都市国家を軍の指揮下においた。同盟とは服屬を意味した。ローマは同盟を結んだイタリア外の都市国家を屬州とした。そこはローマの軍司令官や行政官が絶対的權力を行使し自由に統治できる土地となった。屬州の外はローマが保護すべき勢力圏と見なされた。新たな領民に市民権を与えるとともに、二級市民権資格を導入し、非市民の一部に公民権の制限を付けて市民に格上げした。旧市民のうち土地をもたない農民など貧困層に屬州への移住を奨励し、土地を分配した。こうしてローマの支配領域と保護圏が拡大した。ローマは半世紀ほどの間に古代世界の大半を支配し、世界帝國の中心となったのである。成功の要因がローマの政体にあると見抜いていたギリシア人史家ポリュビオスの所見が残されている。それによればローマは、貴族政を行う元老院、民主政を実行する民会、王政的要素をもつ二人のコンスルという三つの政治体制をバランスよく組み合わせた混合政体であり、それが發展の原動力となったとい⁽⁴³⁾う。

しかしながら経済的には屬州の私領化こそローマ繁榮の源泉であった。カルタゴ平定後に設置した最初の屬州には、政務官と法務官が派遣された。しかし辺地領の統治をローマ同様の法的規則に則って遂行することが不可能なために、現地担当官の裁量が容認された。その極限が屬州長官の皇帝命令^{インペリウム}である。それは政務官の全權限、軍司令官の權限、裁判と行政に関する權限を包括したものであった。軍司令官が屬州長官を兼務したので、屬州はインペリウムをもつ軍人が統治

する占領地にほかならなかった。属州の貢租がローマの財政を支え、のちにローマは直接税を免除できるほど属州に依存した。人口増加と農業の発展に加え、交通網の発展により商業も成長し、帝国は好況を維持していた。この経済を牛耳っていたのは平民の最富裕層である騎士身分であった。元老院議員は商業と金融に従事することを禁じられていたため、彼らがそこに進出し、属州の徴税を請け負った。徴税に不正がはびこったのはいうまでもない。そのうえ彼らは不労所得を商業や貸金に投資した。また公有未耕地の農地先占が認められるようになると、配下の農民を使って農地獲得にも乗り出していった。元老院議員にとつても任期一年で無給であったにもかかわらず、属州官職は役得の多い仕事だった。つまり属州は国家のレント収入の財源であると同時に、役人の不正蓄財がはびこるレントシーキングの温床であった。属州長官を兼ねる軍司令官は、任地の財政と人事を握っていたので、莫大な資産を貯えることができた。公職の多くが長官や徴税役人の家臣で占められ、属州はいわば軍司令官の私領となった。

属州は経済的搾取だけでローマを支えたのではなかった。市民権の普及は平民の政治参加を拡大した。ほとんどの政務官は民会で選出されていた。その選出方法はギリシアでは抽籤によったが、ローマでは選挙が定着していた。識字率が低く選挙制度が未発達な時代に、選挙は民会での口頭で行われた。そこでものをいったのは、売名と買収それに人脈であった。私財を投じて名声を高め、支持者を拡大するのに属州長官を兼ねる軍人は、多くの側近と部下を抱えていたから、圧倒的に有利な立場にあった。その立場を最大限に利用したのがほかならぬカエサルであった。属州はこのような政治家を育てるとともに彼らの地盤となり、権力集中を促したのである。カエサル暗殺の原因は、独裁化に対する貴族の反発にあった。⁴⁴⁾

ローマの苛斂誅求は相次ぐ属州の反抗を招いた。そのうえ平民の二分化は貧農層の離農を促し軍を弱体化した。そこに

大規模な奴隷の反乱がつづいた。こうしてローマは百年にわたる内乱の時代を経験した。オクタヴィアヌスがそれを收拾しローマは帝政の時代を迎えた。市民の党派対立が終息し、ローマはポリスの共同体から帝国に変身した。皇帝を中心とする軍と官僚機構による統治体制が成立した。一 二世紀の五賢帝時代にローマは最盛期に達した。その一人ハドリアヌス帝は法学者を登用し、官僚機構を完成させた。こうして「ローマの平和」が世界を支配する時代がつづいたが、それは商人的経済の矛盾を内包していた。政治腐敗は慢性化し土地や動産など資産格差の拡大により、市民の分裂が深化していた。北・西部辺境へのゲルマンの侵入はローマを崩壊に導く決定的要因となった。

ローマ法の自立的発展

法を統治手段としてではなく、それ自体を独立した存在として思考の対象としたのは、ギリシア人であった。裁判が断罪と弁明という討論方式で行われ、その審判を一般市民が陪審員として担当したのは、ギリシアの知的伝統に由来していた。理性は人間の普遍的特性であり、自然の秩序を反映する法は理性と一致すると信じられた。プラトンとアリストテレスは法律に関するまとまった考察を残した。ローマはこうしたギリシア的法思想の伝統を継承し、法による統治を着実に発展させた。松坂佐一によれば、前古典期のギリシアでは、法は一種の神託として神聖視され、人間の幸福と正義は法と一致すると信じられていた。しかしやがて法を自然から切り離し、人為的規範と捉えられるようになった。自然における必然性は約束にもとづくものではないのに対し、法的拘束力は約束にもとづくと考えられた。私的利益は自然の本性であるが、法は平等を強制すると認識されていた。ここで注目すべき点は、法源を宗教に求めながら、法的正義が人間の合意に由来することが繰り返し論じられたことである。しかもその合意とは個人の私的利益に関わるものであった。それはプ

ラトンの言説にもみられる。アリストテレスは、慣習を共同体の長期的な経験蓄積から成立した人間の合意であると解し、はじめて慣習を法の一つと規定した。正義とは他人の不正による害を防止すること、つまり個人の正当な権利が法により保障されていることを意味した。⁽⁴⁵⁾ 成文法の出現により、法は記述における正当性の保障という知識の問題に進化した。アテネでは裁判の克明な記録がとられていた。その記録を集録して整理し、それらを貫く一般的規則が探求された。それはプラトンの言明にみられるように、「真理は証明を必要とするが、不法性は証拠や証言を必要とする」という認識にもとづいていた。権利の主張が正当か否かを判断する基準は「正義の基準」でなければならなかった。判決が法にしたがって正当であるだけでは正義の裁判ではないと考えられていた。このような信念に根ざす判決は、利益や権利の正当性を判断する手続きの理論的推理という可能性を提供した。判例集録と法学が成立した意義はそこにあった。⁽⁴⁶⁾

ローマ法は財産の私的所有を肯定し、所有者が自由に売買・賃貸する権利を認めた。そして財産の相続についても婚姻にもとづく相続人の権利を明確にした。また私人のみならず法人の財産所有をも認めていた。国家もまた法人として法に服すべき存在であると観念された。しかし国家は市民のもの (*res publica*) という伝統的意識を反映して、ローマ法では、私人の権利より公共の利益は優越すると考えられていた。そして私権と公権に関わる規則の上位規程は、普遍的理性としての自然法に求められた。G・ポウストは、三世紀に副皇帝を務めた法学者ウルピアヌスの言説を紹介している。自然法は、裁判所のすべての判断がしたがうべき原則であり、またそれは「法の下での平等、法律の文字よりもむしろ平衡の原理に従った公平な裁判を受ける自由人の権利を要求」するものであるという。「低次の自然法は人間の本能であったが、高次の法は、人々が自由で平等に、万民が兄弟として、財産権によって墮落せず、国家やその法律を必要としないで生きるよう教える」ものであった。そして公平な裁判は自然法的権利として裁判官が尊重すべきものとされた。そこからローマは

訴訟手続きに関する法を發達させた。⁽⁴⁷⁾

ローマ法は私法より公法を上位におき、公共性の観点から私人の財産権の制限を認めていた。しかし重要な点は、儒学礼教論のように私的利益を排除したのではなかったことである。ローマの法律家や法学者は私人の利益と公共の利益がともに実在することを認識し、そのうえで私権と公共性とを法的に規定したのであった。実在性という点からみれば、私的利益は個別的ではあるが具体的に認識可能な存在である。それに比べて公共性は抽象的で観念性が強い。ローマ法の發展が私法において顕著であった理由はそこにある。古典古代世界で法は宗教や政治から独立し、ひとつの知識分野として成立したが、この知的伝統がローマにおいて私法の自立化を促したのであった。アーレントは人間の自由を実現する政治を公共領域の活動にのみ認めた。しかしローマ以後のヨーロッパ、とくに西欧において公共性は私的領域のなかから發展していくことになる。アーレントが記す国家と社会の否定的認識にもかかわらず、西欧において国家は公共性を体现する存在と信じられてきた。西欧普遍主義の神秘性を解明するには、その歴史過程に迫らねばならない。

注

- (1) 島田慶次『中国における近代思维の挫折』「井上進 補注」、二〇〇三年、平凡社、東洋文庫版 上下二卷、三三二頁および『朱子学と陽明学』一九六七年、岩波新書、一七四 一七五頁。
- (2) 『朱子学と陽明学』一六一 一九〇頁。
- (3) 島田『中国における近代思维の挫折』一八 一九頁および二三頁。
- (4) 溝口雄三『中国前近代思想の屈折と展開』一九八〇年、東京大学出版会、二九頁。
- (5) 参照、堀敏一『中国通史』二〇〇〇年、講談社学術文庫、第二章「中華民族と中華思想の形成」。堀は夏華意識と中華思想が中国人の国家意識の根源であるとみなしているが、自国に関する中国という呼称は近代以降定着したと述べる。なお中国の古代

文明については、貝塚茂樹・伊藤道治『古代中国』（二〇〇〇年、講談社学術文庫）にも内容的に同じ言及がある。すなわち最近の考古学的知見によれば黃河流域の他に長江流域や四川地方にも独自文明が存在した可能性があり、さらに多くの古代文化の発生地が確認されている。しかしそれらがどのように融合したかは未解明の状態にある。明らかなことは、黃河文明が文字をもつことによつて、政治的統合のみならず他の文明圏より強い影響力をもつたことである。文字記録の残存が黃河文明を歴史的存在としたといえる。参照、同書、第三 四章。

(6) 同書、七二頁。

(7) J・ヒックス『経済史の理論』一九七〇年、日本経済新聞社。二六 三〇頁。

(8) 堀、前掲書、九四頁、および藤本栄次郎『中国经济史』一九六七年、法律文化社、三三頁。カール・ウィットフォーゲルは、古代中国やオリエントの東洋的専制の特徴は、乾燥地に水利施設を建設しそれにより経済発展を企図する水力経済体制であったと指摘する。その具体化を担当したのが官僚機構であり、中国における秦漢の版図拡大は華北乾燥地帯での灌漑水路建設に依存したと主張した。水力経済とは官僚の計画した水利事業需要を行政的指令による資源供給と労働力動員で均衡させる経済であった。官僚組織のなかに灌漑水路、洪水防止堰堤、運河などのインフラ設備を設計し、資材調達、労働力の大量動員を計画する専門官が存在し、需給均衡が官僚主導で計画されていたとする。しかしこの主張に対して、実際に華北の灌漑は井戸掘削が多く、黄河については洪水防止用の堰堤が大半であったという批判がある。いづれにしても旧中国の統治者が治水に大きな関心をもち、大規模な公共投資を行っていたことは多くの歴史書が明らかにするところである。参照、カール・ウィットフォーゲル、森谷克己・平野義太郎訳編『東洋的社会の理論』（一九三九年）復刻版、一九七六年、原書房、七四頁、および淺湯越男訳『オリエンタル・デポテイズム 専制官僚国家の生成と崩壊』一九九一年、新評論、四六 五二頁。

(9) 参照、布目潮風・栗原益男『隋唐帝国』一九九七年、講談社学術文庫、第五章「律令制」。

(10) 堀、前掲書、二二六 二三五頁。

(11) ヒックス、前掲書、四〇頁。

(12) 参照、ジェームス・ブキャナン「レントシーキングと利潤追求」ロバート・トリソン、ロジャー・コングレトン編、加藤寛監

中国の歴史過程における儒学礼教論のドグマ化と古代ローマにおける私法の自立化（大熊）

四九三（六三）

訳『レントシーキングの経済理論』二〇〇二年、勁草書房、第四章。ブキャナンは現代社会ではレントシーキングに三つのレベルがあると述べている。また同書のなかで数名の執筆者が危機回避型のレントシーキングを検討している。なお筆者は東アジアの伝統的社会では、商業におけるリスク回避性向が強く、利潤保証を制度化してきたのではないかという疑念がぬぐいきれない。(13) ヒックス、前掲書、五四-五五頁。ヒックスは別著で、商人同士の取引決済が債務の交換により行われるため実質支出を抑えられるのに比し、商人と商人外の者との取引は現金決済となるために商人側が有利となること、また穀物市場の場合、買い手である商人側は在庫を抱え、情報優位にあるため競争原理が働かず、取引が投機になると指摘した。そして金銭貸し付けによる収益は貨幣の価値貯蔵機能が働くために、商人の金融資産を増殖させると述べている。参照、『貨幣と市場経済』花輪俊哉・小川英治訳、一九九三年、東洋経済新報社、第二章「投機の機能」および第五章「貨幣と金融」。

(14) ジェイン・ジェイコブズ、香西泰訳『市場の倫理 統治の倫理』一九九八年、日本経済新聞社、第七章「型に収まらない場合」参照。

(15) 参照、白川静『甲骨文の世界』一九七二年、平凡社、東洋文庫、第四章。

(16) 『古代中国』二〇八頁、および白川静『金文の世界』一九七一年、平凡社、東洋文庫版、第七章「土地経済の発展」

(17) 浅野裕一『諸子百家』二〇〇四年、講談社学術文庫、序章参照。学派の形成がはじまったのは春秋末期の魯における孔子の儒家が最初であった。ついでやはり魯国に墨家が起り両派は激しく競い合った。戦国に入って法家が勢力を伸ばし、李斯は秦朝の宰相として帝国の統治機構を設計した。諸子百家で史実とし記録されているのは、数え方にいろいろあるが約十家で、そのうち政治に積極的に関与したのは儒家、墨家、法家と兵家であった。

(18) 堀、前掲書、七四頁。

(19) 同書、一二九頁。

(20) 同書、四八-四九頁。

(21) 同書、七二頁、堀敏一は生産単位としての家族の重要性を指摘した。儒家との競争における墨家の主な敗因は三つある。葬儀を簡素にする薄葬が公衆に受け入れられなかったこと、孟子が非難したように兼愛が親族軽視として支持されなかったこと、墨

- 家集団がカルト的宗教集団だったことである。しかし経済的視点からみると儒家の重農主義が当時の社会状況にもつとも合致していたと考えられる。ウィットフォーゲル『東洋社会の理論』一〇三頁。桑田幸三もこれについて言及している。墨家は財貨生産の重要性を認識し、人口増加、生産性および分業に注目していたという。しかし儒家のような重農主義をとらなかつた。これが時代の要請と合致しなかつたといえよう。参照、桑田幸三『中国経済思想史論』一九七六年、ミネルヴァ書房、第一章。
- (22) ハンナ・アレント『責任と判断』中山元訳、二〇〇七年、みずす書房、七七頁。
- (23) 貝塚茂樹『孔子』一九五一年、岩波新書、一二〇頁。
- (24) カール・マンハイム、高橋徹・徳水恂訳『イデオロギーとユートピア』二〇〇六年、中央公論新社、中公クラシックス版、三四〇―三四五頁。
- (25) 浅野、前掲書、第四 五章および『儒教 ルサンチマンの宗教』一九九九年、平凡社新書。
- (26) 儒学の国教化については多くの中国史家が疑問視している。ローマのキリスト教国教化における皇帝令のような記録がなく、国教の概念が曖昧であるという。明らかな史実は、後漢に五経博士の職が設置されたことである。本稿では、博士の経書解釈を正統とする学制の設立と選挙における儒学知識の重視により、儒学が国学となったと解した。参照、江連隆『諸子百家の事典』二〇〇〇年、大修館書店、「儒家」の項、溝口雄三・丸山松幸・池田知久編『中国思想文化事典』二〇〇一年、東京大学出版会、「儒教」の項、および堀敏一、前掲書、一一五―一二二頁。
- (27) 戸川芳郎、蜂屋邦夫、溝口雄三『儒教史』一九八七年、山川出版社。七八頁
- (28) 同書、一〇頁、津田左右吉の言説の引用。
- (29) ウィットフォーゲル、『東洋社会の理論』、第五章「全面的テロル、全面的服従、全面的孤独」、とくに一八二―二〇一頁。アレントは人間の孤独状態を孤独、孤立、孤絶の三つに区別している。孤独は人間が自己と対応することのできる状態、孤立はとみにいたいと望む存在が発見できない状態、孤絶は対話できる自己もともにいて欲しい相手も存在せず労働に負われている状態であるとする。この区分からするとウィットフォーゲルのいう全面的孤独とはアレントの孤絶にあたるといえる。参照、アレント、前掲書、一一八―一二二頁。

- (30) 『中国思想文化事典』「朱子学」の項、とくに三七七頁。
- (31) 森田明彦『人権をひろく―チャールズ・テイラーとの対話』二〇〇五年、藤原書店、五六―五七頁。および Charles Taylor, *Sources of The Self*, 1989, Cambridge University Press, pp. 15-19.
- (32) *Ibid.*, p. 153.
- (33) 『儒教史』七 八頁、武内義雄『儒教の倫理』（一九四一年）の引用。儒教の礼的秩序には都市計画や支配層の居城の設計までが含まれていた。基本構造は同一でなければならず、皇帝・諸侯・臣下など身分の品・格の差等によって建築の基礎土台の高さ、建造物のサイズ、柱の本数、柱の太さなどが細かく定められていた。この儒教的空間は朝鮮・ベトナムの王朝でも踏襲された。この「秩序の空間」はモンゴル族の支配する元代に修正が施されたが、皇帝の居城が多民族帝国の中心という意識は清朝から現代にも継承された。参照、村松伸『中華中毒』二〇〇三年、ちくま学芸文庫、とくに「儒教的空間」および「中華中毒」の章。
- (34) 溝口雄三『公私』一九九六年、三省堂、二二三―三五頁。『韓非子』や『説文解字』における「公」の字義解釈は「利己を排すること」とされているが、それは歴史学的に証明されていないと述べ、また「私」にあたる甲骨文や金文は発見されておらず、私的世界の存在が意識されたか否かは未解明であると指摘している。本稿では中国の歴史過程で私的領域が公認されず、私人の觀念が発達しなかったことに注目した。
- (35) 関根正雄『古代イスラエルの思想』二〇〇四年、講談社学術文庫、八九頁。関根は、アメリカ人哲学者オルブライトの説としてこれを引用しているが、出所は明らかでない。ただし三種の思考パターンを類型としてではなく発達段階として捉えている。しかし形式論理は古代ギリシア人によって発見されたのであり、後代のローマ人やヨーロッパ人はギリシア古典の文献的学習によってこれを身につけたという史実を軽視すべきではない。この歴史過程を考えると三つの思考パターンは発展段階というより類型と解すべきものである。なおオルブライトによると前論理的思考とは、対象と自己とが分化せず、あらゆる現象を自己の外的存在である宇宙や自然、超人的存在者（神靈など）によって起こると解する説明体系をもつものである。また経験的論理思考は、自己が対象から独立し、対象を観察する自己が意識され、対象を因果関係によって理解しようとする思考パターンである。しかし形式論理と異なり、知識が対象と認識主体から独立せず、また知識の体系が自己完結性をもたない。

- (36) 貝塚、前掲書、一三八頁。
- (37) 参照『中国思想文化事典』「天」の項。
- (38) 村川堅太郎・長谷川博隆・高橋秀『ギリシア・ローマの盛衰』一九九三年、講談社学術文庫、二三二―二五頁。
- (39) 僭主とは、貴族と平民の対立が激化するなかで貴族同士の抗争に乗じて非合法に権力を握った独裁者を指す。多くは貴族出身者で平民の不满を理解し民主政への橋渡しを果たした。なおスパルタは軍国主義的イメージが強いが、アテネより早く民会を国の最高機関とする民主政を実現していた。参照、弓削達『地中海世界　ギリシアとローマ』一九七三年、講談社現代新書、五一―五三頁。古山正人「スパルタ的生活とその崩壊」弓削達編『地中海世界』一九七九年、有斐閣新書。
- (40) 『ギリシア・ローマの盛衰』八〇―八三、九八―一〇〇頁、および弓削、一九七三年、四九―五一頁。篠崎三男「ポリスの衰退」弓削編、前掲書、五一―五五頁。
- (41) 『ギリシア・ローマの盛衰』一三二―一四二頁。戸部順一「ローマ帝国とは何か」弓削編、前掲書、一三三頁、および弓削、一九七三年、一二七―一二九頁。
- (42) 弓削、一九七三年、九六―九八頁。
- (43) 『ギリシア・ローマの盛衰』一九五―一九七頁。なおローマの政治体制の特徴である三体制の混合形態は、アメリカ合衆国の立憲制度に受け継がれているというリチャード・バーカーの論考がある。それはアメリカの民主主義の特徴であるが、民主制のなかでも特殊な存在であるという。参照、Richard Parker, "The Perfection of Democracy: Constitutional Design and The Theory of Mixed Government" 『修道法学』一九九九年、第二一卷二号。
- (44) 『ギリシア・ローマの盛衰』一九九―二〇〇、二〇八―二二四、二二二―二二六頁。
- (45) 松坂佐一『プラトンと法律』一九八七年、名古屋大学出版会、四八―五九、八六頁。
- (46) 同書、五頁。
- (47) G・ヒューズ、M・オズワルド、G・ポウスト、M・D・フォーコッシュ、森村進・石山文彦訳『法思想の層位学』一九八六年、一〇〇―一〇一頁。